

長崎市総合評価一般競争入札落札者決定基準

1 趣旨

この基準は、総合評価一般競争入札の実施に当たり、当該入札に係る申込みをした者のうち、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

2 評価値

落札者決定基準における評価値は、次の計算式により算定するものとする。

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} + \text{価格点}$$

3 技術評価の形式

技術評価の形式は、配置予定技術者の能力及び企業の施工能力のみを評価する施工能力評価型（施工能力型）及び施工能力型の評価項目に加えて技術提案を評価する技術提案評価型（技術提案型）とし、工事の規模、難易度、特殊性などを考慮して選定する。

4 技術評価点

技術評価点は、別記を参考として対象工事ごとに定める技術評価基準に基づき、評価項目ごとに評価した点数を合計したものとする。ただし、特定建設工事共同企業体（JV）の場合、技術提案以外の部分の評価は、各構成員の技術評価点に出資比率を乗じて出た数値を合計するものとする。

5 基準価格

基準価格は価格点の最高点となる価格とし、予定価格×基準価格率により算定する。この場合において、基準価格率は、制限付一般競争入札で設定する最低制限価格率をこれに置き換えるものとする。

6 低入札価格

低入札価格は、価格点が0点となる価格とし、予定価格×低入札価格率により算定する。この場合において、低入札価格率は、0.85を標準とする。

7 価格点

価格点は、次の計算式を参考として対象工事ごとに定める計算式により決定するものとする。

【価格点計算式（標準例）】

(1) 基準価格以上の場合 $Y = (1 - X/A) \times K$

(2) 基準価格未満の場合 $Y = (X/A - c) / (b - c) \times (1 - b) \times K$

Y：価格点

X：入札価格

A：予定価格

b：基準価格率 = 0.89～0.91（ランダムに決定）

c：低入札価格率 = 0.85

k：最大価格点 = 30

K：価格点係数 = $k / (1 - b)$

附 則

この基準は、平成31年4月1日から適用する。

別記 総合評価一般競争入札における技術評価基準（標準例）

評価項目	評価内容	配点	評価基準
1 配置予定技術者の能力（技術提案型、施工能力型共通）			
(1)資格と経験	監理技術者等となりうる国家資格等の経験年数	10	A：10年以上
		8	B：5年以上10年未満
		6	C：3年以上5年未満
		4	D：1年以上3年未満
		0	E：1年未満
(2)同種・類似工事の実績	開札日の属する年度の直前10年間の工事実績	10	A：同種工事
		5	B：類似工事
		0	C：実績なし
(3)優秀工事表彰	開札日の属する年度の直前5年間における本市の表彰実績	10	A：長崎市の表彰（2回以上）
		5	B：長崎市の表彰（1回）
		0	C：なし
(4)工事成績	開札日の属する年度の直前5年間における本市の工事成績の最高点（当該工事種別と同種の工事、元請の監理（主任）技術者として従事したものに限り）	20	A：90点以上
		16	B：88点以上90点未満
		12	C：86点以上88点未満
		8	D：84点以上86点未満
		4	E：82点以上84点未満
		0	F：82点未満、又は工事成績なし
(5)CPD（継続学習制度）	開札日の属する年度の直前1年間の取得単位数	5	A：推奨単位以上
		3	B：推奨単位の1/2以上
		0	C：上記以外
2 企業の施工能力（技術提案型、施工能力型共通）			
(1)総合数値	長崎市の資格審査における当該工事種別の総合数値（一定の割合を乗じて評価）	30 ※	総合数値×0.015 （小数点以下第1位を四捨五入） ※土木一式の最高点の場合
(2)同種・類似工事の実績	開札日の属する年度の直前10年間の工事実績	10	A：同種工事
		5	B：類似工事
		0	C：実績なし
(3)労務賃金の支払い	1日当たり平均労務賃金について、「長崎県設計労務単価以上支払う」ことを誓約するものを評価。元請及び下請全てを対象（対象とする作業員は工事ごとに選定）	5	A：誓約する
		0	B：誓約しない
3 技術提案（技術提案型のみ）			
(1)施工上の課題への提案	発注者からの課題に対する提案を評価 ① 工程管理 工程管理が適切で工夫がみられる場合を評価 ② 品質管理 品質管理が適切で、工夫がみられる場合を評価 ③ 安全管理、交通対策 現場や周辺交通等への安全対策が適切で工夫がみられる場合を評価 ④ 環境対策 敷地及び周辺地域に対する環境への配慮が適切で工夫がみられる場合を評価	40	最大40点として、項目数に応じて点数を案分し3段階で評価する （課題が4項目の場合） A：10点（課題に対して提案が適切で、工夫が多くみられる） B：5点（課題に対して提案が適切で工夫がみられる） C：0点（課題に対して提案が適切でない又は工夫がみられない） 各項目が満点の場合、 配点合計＝10×4＝40
(2)自由提案	(1)の提案以外で、地域貢献や目的物の機能向上等に関する自由な提案を評価	10	最大10点として3段階で評価する A：10点（提案が適切で、施工や機能向上等に大きく寄与する） B：5点（提案が適切で施工や機能向上等に寄与する） C：0点（提案が適切でない又は施工や機能向上等に寄与しない。）

※ JVの場合は、技術提案を除き、各業者の技術評価点に出資比率を乗じて合計する。

例えば、出資比率 A業者：B業者：C業者＝60%：20%：20%の場合、

技術評価点＝A業者の点数×0.6+B業者の点数×0.2+C業者の点数×0.2

※ 技術提案の項目については一般的な項目を掲げており、案件によって変更可能とする。

※ 具体的な提案は、必要に応じ、施工場所、使用材料、期間、規模、効果等について適切な記載を求める。記述量は1課題（①工程管理など）に対し、A4用紙1～2枚程度を基本とする。